

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18

・小柱③緑化活動の促進

■現状と課題

➤ これまで地域の緑化活動を担ってきた緑化ボランティアの高齢化を踏まえ、今後花と緑にあふれた暮らし空間を拡大していくためには、次の担い手育成と緑化活動を牽引するリーダーの育成が必要です。また地域緑化の一環としての園庭・校庭の芝生化を普及していくためには、芝生の維持管理に多くの労力がかかり保育園・学校側の負担となっていることを踏まえ、地域で芝生の維持管理方法を習得した人材の育成と支援体制の構築が必要です。

■具体的施策

今後、具体的施策を記載予定
● . . . .
● . . . .
● . . . .

## 5 環境と調和した社会の基盤づくり ～全てに共通する施策～

持続可能な社会を実現していくためには、個別分野の取組を推進していくことはもちろんのこと、環境と経済の両立、ライフスタイルの変革、環境保全の担い手育成など、全ての分野に共通する取組の視点も重要です。加えて、環境に関する調査・研究は、科学的知見に基づいた施策立案や、技術革新の基盤であり、ひいては全ての環境施策の基盤となります。

このため、ESG金融の普及拡大、環境教育の推進、環境に関する調査・研究の充実を図り、環境と調和した社会の基盤づくりに取り組んでいきます。

### 目標指標

指標名（単位）	現状値	中間目標値 （R 7）	目標値 （R12）
環境経営に関する制度等への参加事業者数（者）	新規参加 70 者 （R 2 年度）	毎年度 新規参加 70 者	毎年度 新規参加 70 者
SDGs・ESGセミナーへの参加者数（者）	165 者 （R 3 年度）	毎年度 170 者以上	毎年度 170 者以上
環境保全活動を実践している若者世代の割合（%）	69.6% （R 2 年度）	76.0%	80.0%
県がSNS、動画を活用して環境教育に関する情報発信を行った回数（回）	34 回 （R 2 年度）	毎年度 40 回以上	毎年度 40 回以上

### （1）環境と経済の好循環の創出

#### ・小柱①環境ビジネスの振興

#### ■現状と課題

- 我が国の環境ビジネスの市場規模は拡大傾向にあり、環境と経済の好循環に向けた機運が高まりつつあることを踏まえ、環境ビジネスの発掘・育成や、優良事例の情報提供、制度融資等の支援体制の整備等を行い、環境ビジネスを促進する必要があります。

#### ■具体的施策

今後、具体的施策を記載予定

- . . . . .
- . . . . .
- . . . . .

1 ・小柱②E S G金融の普及拡大

2 ■現状と課題

- 3 ➤ 世界的にE S G金融が拡大しており、事業者の環境面の取組が積極的に評価されつつ  
4 あることを踏まえ、県内において、さらなるE S G金融の普及拡大を目指すため、金融  
5 機関や経済団体等と連携し、事業者等に対するE S G金融に関する情報提供や、環境配  
6 慮型経営の促進、県によるグリーンボンドの発行などを通じ、E S G金融の活用促進に  
7 向けた機運醸成を図る必要があります。

8  
9 ■具体的施策

10 今後、具体的施策を記載予定

- 11 ● . . . . .  
12 ● . . . . .  
13 ● . . . . .

14  
15 (2) 環境にやさしいライフスタイルの実践

16 ・小柱①各種県民運動の展開

17 ■現状と課題

- 18 ➤ 私たちは気がつかないうちに地球環境に多くの影響を与えています。そのため、日々  
19 のライフスタイルを見直し、具体的な行動を起こすきっかけとなる各種県民運動を展開  
20 する必要があります。

21  
22 ■具体的施策

23 今後、具体的施策を記載予定

- 24 ● . . . . .  
25 ● . . . . .  
26 ● . . . . .

27  
28 ・小柱②環境保全への行動変容を促す情報発信

29 ■現状と課題

- 30 ➤ 県政インターネットモニターアンケートの結果から、過去と比較し、県民の環境保全  
31 に対する意識は着実に高まりつつありますが、さらに県民意識を高め、行動変容を促す  
32 ため、環境保全活動等の情報について、SNS等を活用し、幅広い世代に効果的かつ、  
33 わかりやすい情報発信を行う必要があります。

34  
35 ■具体的施策

36 今後、具体的施策を記載予定

- 37 ● . . . . .  
38 ● . . . . .

1 (3) 環境保全の担い手育成

2 ・小柱①環境教育の推進

3 ■現状と課題

4 ➤ 環境問題は、人間の社会経済活動がもたらす環境への負荷に起因しています。環境を  
5 保全し、持続可能な社会を構築するためには、県民一人一人が、自らの生活が環境に与  
6 える影響を意識し、環境に優しい生活を実践できるよう、環境教育、環境学習を推進し、  
7 環境保全の担い手を育成していく必要があります。

8 ➤ 環境に優しい生活を実践している県民の割合は8割超と高い水準で推移していますが、  
9 若者世代では相対的に低い割合となっています。本県の恵み豊かな環境を保全し、将来  
10 世代に継承していくため、若者に対する環境教育を継続し、行動変容を促していくこと  
11 が必要です。また、環境課題は時代に応じて変化していくため、環境教育、環境学習の  
12 内容や方法を、適宜見直していく必要があります。

13

14 ■具体的施策

15 今後、具体的施策を記載予定  
16 ● . . . . .  
17 ● . . . . .  
18 ● . . . . .

19

20 ・小柱②環境教育指導者の養成

21 ■現状と課題

22 ➤ 子供たちが身近な環境問題を学校や地域等で学ぶことができるよう、県では、環境分  
23 野の知識や指導方法を習得した指導者を登録し、その情報を公開しています。県民の環  
24 境学習の機会の増大や様々なニーズへの対応を図っていくためには、新たな人材の確保  
25 や、指導者の指導力向上のためのフォローアップを行うとともに、指導者の活用促進を  
26 図っていく必要があります。

27

28 ■具体的施策

29 今後、具体的施策を記載予定  
30 ● . . . . .  
31 ● . . . . .  
32 ● . . . . .

33

34

35

36

37

38

1 ・小柱③ネットワークづくり

2 ■現状と課題

- 3 ➤ 県内では、企業、NPO、社会教育施設、環境学習指導者のグループ、行政等様々な主体
- 4 が環境教育に取り組んでいます。地域の特性を生かした多様な環境学習の機会の充実や
- 5 取組の更なる広がりを図るため、環境教育を担う多様な主体によるネットワークを構築
- 6 し、効率的な情報提供に努めるとともに、各主体による協働取組を促進していくことが
- 7 必要です。

8  
9 ■具体的施策

10 今後、具体的施策を記載予定

11 ● . . . . .

12 ● . . . . .

13 ● . . . . .

14  
15 (4) 課題解決の基盤となる調査・研究の推進

16 ・小柱①イノベーションを促進する「研究開発」

17 ■現状と課題

- 18 ➤ 脱炭素化に伴う自動車の電動化への対応などの課題に直面する県内産業の技術革新を
- 19 支援するため、新たな価値を創造するオープンイノベーションによる研究開発を促進す
- 20 る必要があります。

21  
22 ■具体的施策

23 今後、具体的施策を記載予定

24 ● . . . . .

25 ● . . . . .

26 ● . . . . .

27  
28 ・小柱②安全・安心な県民生活に貢献する「調査研究」

29 ■現状と課題

- 30 ➤ 地球温暖化に伴う気候変動や海水温上昇、新たな感染症の発生など、県民生活を脅か
- 31 す様々な環境の変化に対応するため、継続的な調査や蓄積したデータの分析を行う必要
- 32 があります。

33  
34 ■具体的施策

35 今後、具体的施策を記載予定

36 ● . . . . .

37 ● . . . . .

38 ● . . . . .

# 1 第6章 計画の推進

## 2 1 各主体に求められる役割

3 本計画の推進にあたっては、県民、各種団体、事業者、行政のそれぞれが、環境の現  
4 状について正しい認識を持つとともに、環境の保全に向け、担う役割を理解して、それ  
5 ぞれの立場に応じた自主的かつ積極的な取組が求められます。

### 7 (1) 県民の役割

8 日々の生活が身近な環境から地球環境まで様々な影響を与えていることを十分に  
9 理解し、省エネの徹底やごみの削減、自然体験活動への参加など、地域の環境、さ  
10 らには地球環境に配慮した自主的な行動に積極的に取り組むことが期待されます。

### 12 (2) 各種団体の役割

13 それぞれの団体が持つ専門的な知識や技術等を活かし、行政や個人では対応でき  
14 ないきめ細やかで柔軟な活動を行うことが期待されます。加えて、県民、事業者、  
15 行政等との調整役を担い、各主体と連携・協働した取組を推進していくことも期待  
16 されます。

### 18 (3) 事業者の役割

19 あらゆる事業活動において、法令遵守の徹底はもとより、資源・エネルギーの効  
20 率的利用や廃棄物の削減、生産工程や流通過程からの環境負荷の低減など、製品や  
21 サービスのバリューチェーン全体を見渡した取組を自主的、積極的に取り組むこと  
22 が期待されます。また、事業活動において、環境・社会・企業統治の3つの観点に  
23 配慮し、環境問題の解決を事業として取り組むとともに、環境保全のための新たな  
24 技術開発、環境に配慮した製品の製造・販売、環境関連サービスの提供等を新たな  
25 ビジネスチャンスと捉え、環境と経済の好循環の実現に向けた役割を果たすことが  
26 期待されます。

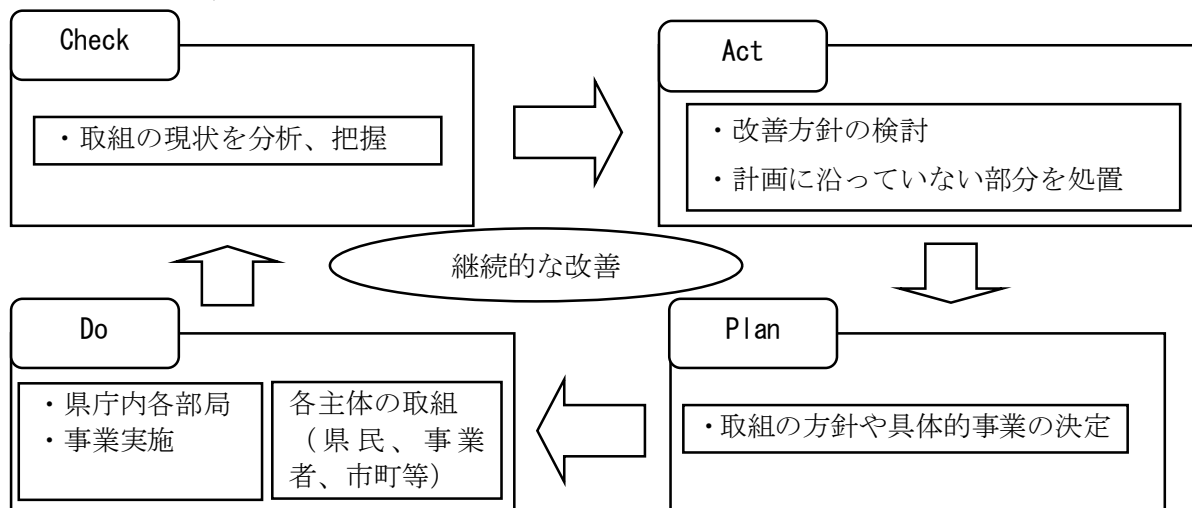
### 28 (4) 行政の役割

29 本計画に基づき、施策を総合的・計画的に推進するとともに、物品購入時におけ  
30 る環境配慮、公共施設での環境配慮など、率先して環境への負荷の少ない行動を実  
31 践します。また、県民、各種団体、事業者等の各主体が環境活動を適切に行えるよ  
32 う、各主体間のネットワークづくりを進めるとともに、環境に関する正確な情報発  
33 信が求められます。

## 2 計画の推進体制

本計画の実効性を確保するため、数値目標を活用し、継続的な進行管理を行います。その際、現状分析が不十分な状態で立案・実行することを防ぐため、現状分析（Check）、改善方針の決定（Act）、具体的な施策の立案（Plan）、施策の実施（Do）によるC A P Dサイクルで改善を図りながら取組を推進します。

### <CAPDサイクル>



### <実施体制>

